1966年1月23日カムイ伝⑰完　禁転用転載　つづく

後記

前号においてカムイの師・抜忍（赤目）が計画的な犯罪と、その結果、遠島という形の刑による遁法を用いたことは、確かに巧妙と言えるだろう。だが赤目は二つの失敗を犯していた。一つは牢内における不合理な掟に対して、おのれ一人の憤懣と個人的能力のみによって解決したことである。もう一つは、忍として一つの遁法に対する徹底さにかけたことである。つまり、赤目は牢内でも絶えず目立ちやすい活動は避けねばならなかったはずである。そこに、赤目の忍に徹し得ない何ものかがあったのかもしれない。それが、又、赤目をして抜忍の道を歩ませたのかもしれない。

当然今回は、遠島となった赤目の流人としての生活と島抜けの話を載せねばならぬはずであった。しかし、今回の話自体、省くべきもののような気がするのをどうしても入れなければならなかったのは、ここに登場した人物と諸事件は、封建社会を語る場合、欠かし得ない事柄であるからだ。

夢の七兵衛がどのような人物か、そしてどのような方法で夢を展開していき、又、彼の活動とその結果、そして彼らの与える社会への影響はこれから述べられていくのだが、それは、支配者から、百姓以下非人にいたるまで及ぼすものは歴史から除くことはできないだろう。

徳川封建社会の矛盾は、支配者が、支配する者・百姓の発展を押さえ、自立経済という乏しい生活の中に押さえながら、尚且つ、そこから搾り取ろうとしたところにある。その上、自身は都市生活者として商品経済の中に巻き込まれ、やがて、おのれの支配者としての地位を商人に譲らざるを得なくなるわけだが………。

これらの不合理な矛盾は、現在も尚且つ続いている。支配する者と支配される者、差別のある社会である限り、人は真の自由を得ることもできないだろうし、又、各個のすぐれた能力を発揮する場も時も与えられず、消えていかざるを得ない。そしてそれは、そのまま、人間社会の絶え間ない発展に大きなブレーキとなる。全く尊く恐ろしい犠牲である。

いかなる理由にせよ、差別が存在する限り、その社会、国家は、真に自由の国とは言えないだろう。もしそれを公言する奴があれば、大ウソツキであり、ウソを堂々と言わねばならぬところに、巧妙な支配関係が存在するからである。しかも今の世界は、これが国際的な形で現われ、そこに斗いがある。もし、封建社会の支配者が正助たち百姓の素朴な夢をそのまま伸ばしてやり、差別制度なる身分政策などをとらなかったとすれば、一揆も起きなかっただろうし、さらに日本は進んだ国であったであろう。今すぐにアメリカ軍がヴェトナムから撤退すれば、その日から戦争は終り、ヴェトナムはヴェトナム人の力で自分たちの選んだ形で発展していくだろうことを断言する。

だが、嘗っての諸々の支配者がそうであったように、彼らはおのれの国民も、又、他の国民も含め、食わせてもらいながら威張っていられる権力という柱を失いたくないために、必死にならざるを得ない。そのためには手段を選ばない。だが、残念ながら、それらの試みが成功した例は歴史の中に見出せないのだ。すでに日本も経験してきている。しかし、その間にあって、個々の運命、個々の夢は翻弄され、さまざまな形をとるだろう。いかなる生涯を遂げるにせよ、それは、個々とそれを乗り越えた集団の力のみが、目的に向かって歴史の階段を一つずつ積みあげていくのは、積極的に行動していく人々のエネルギー以外にない。

目安箱⑬

共有と私有

——小繋の入会権訴訟について——

上野昂志

「はじめに山があったのだ。法律は後から出てきたのだ。後から出てきてああだこうだと理屈をつけた。頭のいい、ずるい奴がその法律を使って、山をわがものにしようとしたが、まえから山を使っていた人間の権利はなくなるものではない。」

これは、小繋の山の入会権をめぐる争いが始まった時から、30年間、終始農民と共に斗い、死んでいった小堀喜代七の言葉であるが、法律の場において抽象的な結果の出された現在もなお、溌剌とした生命をもち続けている言葉ではあるまいか。

昭和41年1月28日、最高裁第二小法廷は、「小繋部落の住民は、かつて小繋山への入会権を持っていたが、仙台高裁の調停により、その権利を失った。」という判断を示した。

最高裁判決の根拠になっている「仙台高裁の調停」とはどういうものだったか。

それは、裁判所と、この紛争を起した鹿志村亀吉と、戦後・小繋の人たちに代って裁判の表面に立った山本善次郎との間だけで、秘かに昭和二十八年十月十一日にまとまったものである。小繋の人々が調停成立を知ったのは、十一月に入ってからであった。

▲農民たちにとって、この調停はまさに寝耳に水であった。だが、かつて農民の一人として鹿志村と対立していた山本善次郎が、どうして調停にもちこんだのだろうか。

小堀喜代七亡きあと、山本は、訴訟の代表人になると同時に、裁判費用捻出のためにかけまわる。その時、彼は、勝訴になったら山の半分をやるという条件で借金をする。だが、彼が使った金は、裁判費用だけではない。昭和二十八年頃に、当時の金で八百万から一千万円ぐらいの借金になっていた。そして、どうにも動きがとれなくなって調停に持ち込んだのであった。

このような、真の意味での当事者不在の調停は、たとえ書類の上で首尾一貫性を保っていたところで、それは少しも現実的、論理的ではない。とはいえ、今度の最高裁判決だけでなく、この事件に対する法律決定は常に、非現実的・非論理的だったのだ。そのことを歴史は、はっきりと示している。

▲小繋の山は、先祖代々、部落民が自由に出入りし、山の木で炭を焼いたり、薪をとったり、草を刈ったりしていた。このように、山を部落中で使うのを入会権という。明治の地租改正の後でも、山の入会はかわらず行われていた。ただ、その時、地券を下附してもらわねばならないので、部落民一人一人がそれをもらうのも面倒で、地券の名儀を部落民代表立花喜藤太にして届けた。

▲後に、立花喜藤太は、山の名儀を担保に使って借金をするようになり、名儀人は転々と変わる。だが、それは名儀だけであって所有権でないことは自他共に知っていた。

立花喜藤太 ←借金— / —山の名儀→ 金子太右衛門 ←借金— / —山の名儀→ 鹿志村亀吉

▲大正四年旧暦六月八日午前十時頃、小石川石太郎宅の蚕室から出火、小繋部落を焼きつくす。この時山関係の書類一切は焼失。それを待っていたかのように、鹿志村亀吉は宣言する。

「この山は明治三十四年に俺が買った山で、部落の山ではない。一木一草といえども山の木を勝手に伐ってはならない。」そして警察は、山に出入りする部落民を呼びだして、森林盗伐罪で逮捕するとおどした。

▲部落民は、鹿志村に対抗するために、訴訟を起こす。そして訴訟に明るい小堀喜代七に指導を頼む。喜代七は部落民に語る。「相手の鹿志村は銭をもっている。銭の力で警察をも味方につける。銭も警察の味方もない部落はなんとするか。人がかたまることだ。」

▲そしてこの時から、小繋部落の人々の五十年にわたる斗いが始まる。昭和二十年までの三十年間は小堀喜代七を中心として、それから九年間は山本善次郎を代表にして、その後現在に至るまでは、様々な階層の人々と共に、分裂、生活苦、裁判費用捻出の苦労、逮捕、拷問に耐えながら、生活権を守る斗争は続けられたのだ。以上のような事実をちらっとでも眺めれば、今度の、いやこれまでの裁判の持つ非論理性は自然とはっきりするであろう。

ところで、一月二十八日の朝日新聞は〃入会権〃にふれて次の様な解説をしている。

「これ（入会権）は近代的な所有権と相いれない面をもつ以上、整理されるのは当然の成行きともいわれ、現に大正から昭和初期にかけて争われた多くの入会権訴訟はほとんどが住民側の敗北で終止符を打った。」

この記事は、小繋裁判の核心に無意識的にふれているといえるだろう。法律のレベルでは、事実と虚偽の争いだが、内容としては、前近代的共有と近代的私有との争いである。山は誰か一人の持ちものではない。それはそこに生活するもの全ての財産であるという、かっての原則を、近代は否定した。土地会社はビラをまき、「いつか庭つきの家を持ちたい」ということが都会の小市民の生涯の夢になる。このような時代にあっては、「皆のもの」という観念は、幼児むきの教訓としてしかあつかわれなくなる。だから、各新聞が、小繋に、「政治、経済の救いの手が必要」とかくのも、この時代にぴったりマッチした、結構な福祉国家向きの標語としての値打ちはある。では、小繋部落の人々は近代に負けねばならないのだろうか。

いや、そうではない。入会権は、確かに前近代的な側面も持っているが、それと同じくらい超近代的――近代を超えた次の時代――な性質をも持っているのだ。それは近代的私有の観念を打破した共同所有の原則をもっている。従って小繋の人々の斗争は、近代的法律の場においては当然敗北するのである。何故なら、法律がもし小繋の人々の土地共有を認めたら、それは自己の拠ってたっている時代の存在そのものを否定することにつながっていくからである。とはいえ、その敗北はあくまで墨で書かれた判決文においてだけであって、トータルな現実における敗北では決してない。現実において、共有権を主張し、その権利を貫くことは、この時代に穴をあけ、次の時代へ突きぬけることとなのである。

小繋の人々の「生きるため」の斗争は、今や、法律の枠を超えて、時代そのものと対決することになったのだ。

〈ガロ〉特別セール案内

バックナンバーの部

今、全国で爆発的な人気を呼んでいる白土三平の大河マンガ〈カムイ伝〉は昭和39年12月号から本誌に連載されております。この「カムイ伝」を第1回からお読み下さる方々のために、バックナンバーの特別割引セールを実施中です。ご利用下さい。

「カムイ伝·全巻セット」

（但し、40年2月・3月・4月号は品切）

39年12月号〜40年12月号

10冊・1組 特価 1,300円

（送料・無料サービス）

新刊予約の部

月刊雑誌“ガロ”を、**少しでも安く**、しかも**続けて読みたい方々の**ご要望にこたえて、次の通り**特別予約セール**を実施いたしております。

〈Aコース〉　6カ月分予約**前納**の方には、**送料共 800円**に割引の上、ガロ**「白土三平傑作選集」**(定価 130円）を**無料進呈**いたします。

〈Bコース〉　1カ年分予約**前納**の方には、**送料共 1,600円**に割引の上、忍法秘話別冊**「白土三平傑作選集」**(定価300円）を**無料進呈**いたします。

申込期間は、**41年4月30日**まで延期いたしましたのでお申込下さい。

申込先・東京都千代田区神田神保町1の55　青　林　堂

堂々20巻完成!!

サスケ

一大長編忍者マンガ

①	微塵がくれ	(品切)	⑪	影ヌイ	220円
②	炎がくれ	180円	⑫	犬万	220円
③	竜神	180円	⑬	風神	220円
④	影分身	180円	⑭	所替え	220円
⑤	鬼姫	200円	⑮	樹氷	220円
⑥	死斗	200円	⑯	白ッ子	220円
⑦	謎の易者	200円	⑰	死穴	220円
⑧	神通力	200円	⑱	ふみ絵	220円
⑨	猿彦	200円	⑲	オボロ影	220円
⑩	忍群	220円	⑳	エトリ忍法	220円

20巻完成記念サービスセール実施中

（裏表紙をごらん下さい）

新人作家募集!!

青林堂と赤目プロでは、優秀な新人作家を募集しています。ふるってご応募下さい。

投稿規定

① おもしろいこと。
② 内容第一。
　（技術は実験、経験をとおして、おのずと進歩するものです）
③ 30ページ以内。(1ページでもよい)
④ 時代もの、現代もの、SF、コマ画、その他自由。
⑤ 寸法＝タテ27.3センチ・ヨコ18.2センチ
　（コマ取りは自由）
⑥ 必ずスミ1色（墨汁または製図用黒インキ使用）で画き、アミ（ウス色）はつけない。セリフなどの文字はエンピツでかくこと。
⑦ 〆切は毎月15日
⑧ 審査＝青林堂編集部、赤目プロ
⑨ 誌上に発表された作品には、原稿料を支払います。
⑩ 送り先＝青林堂「ガロ」編集部

●現金の送金は必ず書留にして下さい。また、送金は郵便切手でも結構です。但し一割増です。

●**投稿作品には絶対に手紙を同封しないで下さい。また、原稿返却を希望の方は必らず返送料(切手)を同封して下さい。**